

## 令和4年度

# 研究助成課題及び国際会議等出席旅費並びにボランティア活動支援助成施設の募集

本財団では、国民保健の円滑な実施に資するため、国の医療政策として行う政策医療の振興と利用者に対するサービスの向上に資する事を目的とした研究に対し研究助成金の交付事業を実施しています。

また、海外において、政策医療に関し研究結果の発表、討議並びに国際学術会議等に出席する者に対しては、調査研究旅費の支援事業を実施しています。

さらに、政策医療に関する施設にあってボランティア活動が行われている施設に経費の支援助成を実施しています。

令和4年度の三事業に関する応募要領は次のとおりです。

### I 研究助成金の応募要領

#### 1. 募集研究課題

病院管理及びコ・メディカル分野等の各部門における政策医療についての開発振興に関する研究及び利用者(患者)に対するサービスの向上に関する研究。

#### 2. 助成対象者

薬剤、診療放射線、臨床検査、栄養、看護、看護教育、療育指導、医療社会事業、事務職等その他各部門の共同研究者又は個人の研究者。

#### 3. 研究助成期間

原則として単年度限りとする。(申請は単年度ごと)令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間。

#### 4. 助成金額及び助成予定件数

1 課題80万円を限度として、25課題。

#### 5. 申請書類

当財団が定めた研究助成金交付申請書、所属施設長の承諾書を令和4年3月17日(木)までに1部提出する。

#### 6. 審査及び決定通知

当財団研究助成金取扱規程により、当財団選考委員会において選考審査し決定のうえ、6月末に応募者に通知する予定。

#### 7. 助成金の使途内容等

研究活動に必要な会議費、旅費(除・外国旅費)、通信費、消耗品費等を含むものとする。ただし、医療用・研究用機器等備品費は認めない。

#### 8. 研究報告書の提出

助成金を受けて研究を実施する研究者(共同研究の場合は代表研究者)は、令和5年5月末日までに研究報告書および会計報告書を当財団まで提出すること。

### II 国際会議等出席支援助成の応募要領

#### 1. 支援内容

政策医療の振興に資するため、海外において、研究成果の発表、討議、施設調査並びに国際学術会議等に出席する者に対し、調査研究旅費の助成を行う。

#### 2. 支援助成対象者

支援の対象となる者は、がん、循環器病、精神・神経疾患、成育医療、国際的な感染症等の政策医療に関する診断治療、調査研究について実績が高く評価され、所属施設長の推薦と主催先機関から招聘のある者、又は研究発表等の許可を受けている者。(過去において当財団の国際会議等出席支援事業による助成を受けた者は除く。)

#### 3. 支援助成期間及び出張期間

原則として単年度とする。

出張期間は、令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間で原則として1週間程度。

#### 4. 助成金額及び助成予定件数

1件 50万円を限度として、10件。

#### 5. 申請書類

当財団が定めた国際会議等出席支援助成申請書、所属施設長の推薦及び出席承諾書、申請者の履歴書、外国旅行行程調書、旅客運賃見積書並びに主催先機関からの招聘状(英文写し)等を添えて令和4年3月17日(木)までに1部提出する。

#### 6. 審査及び決定通知

当財団国際会議等出席支援助成規程により、当財団選考委員会において選考審査し決定のうえ、6月末に応募者に通知する予定。

#### 7. 助成金の使途内容等

国際会議等出席旅費及び研究発表旅費並びに調査研究旅費として支援助成規程に基づく必要経費とする。

#### 8. 発表成果報告書の提出

国際会議等出席旅費等として支援を受けた者は、

国際会議等出席の成果を帰国後2週間以内に当財団まで提出すること。

### Ⅲ ボランティア活動支援助成施設の応募要領

#### 1. 支援内容

政策医療の振興に資するため、患者の療養環境におけるサービス等に対する支援をおこなうため、ボランティア活動が継続的に行われている施設に、その活動に関して生じる経費を支援する。

#### 2. 助成対象施設

- 重症心身障害児（者）施設。
- 筋ジストロフィー児（者）施設。
- 20床以上の緩和ケア病棟を有する施設。

#### 3. 助成期間

単年度限りとする。（申請は単年度ごとで、毎年度の申請が可。）令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間。

#### 4. 助成金額及び助成予定件数

1施設 8万円を限度として、160施設。

#### 5. 申請書類

当財団が定めたボランティア活動助成金交付申請書を施設長から令和4年4月22日(金)までに1部提出する。

#### 6. 審査及び決定通知

当財団ボランティア活動支援助成要綱に基づき、書類審査のうえ6月末に決定し、各施設に通知する予定。

#### 7. 助成金の使途内容等

支援助成の対象経費は、ボランティア活動に関して生じる経費、及びボランティア受入れに伴う環境整備のための経費を対象とする。

#### 助成対象事例

- ・ 損害（傷害）保険料、ユニホーム、名札、エプロン、ミシン等縫製関係物品等
- ・ ボランティア室用の机、椅子、ロッカー、茶器、ポットなど環境物品等（交通費、食事、飲み物代等の費用は対象外とする。）
- ※施設整備となる備品（冷暖房装置・空調機）等およびタブレット端末は認めない。

#### 8. 助成金支出実績報告書の提出

助成金の支援を受けた施設長は、助成金の支出が終了後速やかに費用の明細について実績報告書を提出すること。

### Ⅳ その他

#### 1. 提出方法

財団所定の申請書に記載し、事務局宛に郵送する。

#### 2. 応募提出書類

当財団のホームページからダウンロードする。

政策医療振興財団

検索

<http://www.seisakuiryou.or.jp/>

#### 3. 問合せ及び応募申請書提出先

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町2-2-6

堀口第二ビル4F

公益財団法人 政策医療振興財団事務局

TEL 03-5843-6455 FAX 03-5843-6466